（評価の業務の実施基準）

第七十一条　［略］

（評価業務規程）

第七十二条　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第四十八条第一項前段の規定による評価業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第六十三による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において準用する法第四十八条第一項後段の規定による評価業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第六十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3・4　［略］

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第七十三条　法第五十六条第二項において準用する法第四十九条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第七十四条　法第五十六条第二項において準用する法第四十九条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が定めるものとする。

一　登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第五十六条第二項において準用する法第四十九条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（帳簿）

第七十五条　法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十条第一項の評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　評価を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　評価の申請に係る建築物の名称

三　評価の申請に係る建築物に用いる特殊な構造及び設備の概要

四　評価の申請を受けた年月日

五　評価を実施した評価員の氏名

六　評価の結果

七　評価書の番号及びこれを交付した年月日

八　評価の業務に関する料金の額

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

（評価の業務の実施基準）

第三十一条　［同上］

（評価業務規程）

第三十二条　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第四十八条第一項前段の規定による評価業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第十五による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において準用する法第四十八条第一項後段の規定による評価業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第十六による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3・4　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］